

農業農村整備における主要な施策充実リスト



【ふるさとの田んぼと水 子ども絵画展2021 農林水産大臣賞受賞作品「お父さんとおじいちゃんの稲刈り」】

令和4年1月

農林水産省農村振興局整備部設計課

目次

タイトル	ページ	内容
きめ細かな農地整備 (平成27年度～)	1	きめ細かな基盤整備による農地集積・集約化
農家の申請・同意・費用負担によらない農地整備 (平成30年度～)	2	農家の申請・同意・負担によらない基盤整備による農地集積・集約化
きめ細かな水路等の補修 (平成30年度～)	3	農業水路等長寿命化・防災減災事業の創設
高収益作物(野菜・果樹等)の導入支援 (平成29年度～)	4	促進費・支援費による高収益作物導入に対する支援
自然災害への備え (令和3年度～令和7年度)	5	国土強靱化の推進
ため池防災工事 (令和2年度～)	6	ため池工事特措法に基づく防災工事等の集中実施
迅速な災害復旧のための新たな取組 (令和3年度より条件緩和)	7	農地・農業用施設の災害復旧の迅速化・効率化に向けた取組
土地改良施設の突発事故対応 (平成30年度～)	8	土地改良施設突発事故復旧事業の概要
ため池、クリーク等の浚渫 (令和3年度～)	9	緊急浚渫推進事業への土地改良施設の追加
水資源機構造成施設の耐震対策 (平成30年度～、令和3年度要件緩和)	10	基幹施設の整備と一体的に実施する耐震対策
農道の保全管理 (令和3年度～)	11	農村整備事業の機能保全計画策定
農業農村の情報通信環境整備 (令和3年度～)	12	農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策の概要
生活排水の処理 (令和2年度～令和4年度)	13	農業水路等長寿命化・防災減災事業への単独処理浄化槽転換整備の追加
多面的機能支払における田んぼダムの取組 (令和3年度～)	14	多面的機能支払交付金における田んぼダムの加算措置
中山間地域等直接支払における遡及返還の見直し (令和2年度～)	15	中山間地域等直接支払制度における遡及返還制度の見直し
棚田保全支援 (令和元年度～)	16	棚田地域振興法の施行
市町村営・土地改良区営事業への財政支援 (令和元年度～)	17	団体営事業における起債と交付税算入
国土強靱化に対する地方支援 (令和3年度～)	18	防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る地方財政措置

きめ細かな農地整備



いまの狭い農地だと、
担い手に引き継げ
ない…

野菜や果樹を作って
みたい…

スマート農業に取り組んで
みたい…



基盤整備をしたい
けど、何年かかる
のでは…



平成27年度～

地域のニーズに沿った農地の整備を迅速に支援します！



農地が広くなり快適に作業で
けるようになった！

耕作しやすい農地になり、意欲ある
担い手に農地を預けられた！

支援メニューがたくさんあるので、さま
ざまな営農にチャレンジできる！

1年で基盤整備ができて、
すぐに営農できる！



ぜひ！都道府県・市町村の
農地整備担当課にご相談を！

詳しくは

農地耕作条件改善事業



区画拡大



暗渠排水



高収益作物の導入



スマート農業（GNSS基地局）



共同利用機器の導入



果樹棚の設置

農地耕作条件改善事業（きめ細かな基盤整備による農地集積・集約化）について

1 創設経緯

- 農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある中、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが重要です。
- このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換及び先進的な営農体系の導入を推進することが重要です。
- このため、本事業により耕作条件の改善を機動的に行うよう、平成27年度から新たに制定されました。

2 制度概要

(1) 事業の内容

①地域内農地集積型

区画整理や暗渠排水などの基盤整備を支援し、担い手への農地集積を推進。

②高収益作物転換型

基盤整備と合わせて水稻から高収益作物に転換する地区を対象に、転換にあたっての技術研修や、1年目の種子・肥料代などの経費を支援。

③未来型産地形成推進条件整備型

野菜・花き・果樹・茶モデル的な産地形成に取組む地区を対象に、機械のリース導入や新植・改植等を支援。

④スマート農業導入推進型

スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、GNSS基地局の設置と、これに併せて農業用トラクターの自動操舵システムの導入を支援。

(2) 実施要件

- ・農地中間管理事業の重点実施区域等（①～④の事業）
- ・総事業費200万円以上（③を除く事業）
- ・農業者数2者以上（③を除く事業）
- ・スマート農業導入推進計画を策定（④の事業）等

(3) 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

3 地方財政措置

充当率：90% 元利償還金に対する交付税措置率：20%

農家の申請・同意・費用負担によらない農地整備



貸し手

もう営農しないから農地をわざわざ整備したくない…



狭小・不整形な農地



排水不良の農地



狭小で急傾斜な樹園地



借り手

整備されていない農地を借り受けると大変なのよね…

平成30年度～

農家の申請・同意・費用負担なしで農地整備ができます！



貸し手



大区画化された農地



汎用化された農地（スイカ）



平坦化・集団化した樹園地



借り手

公的機関なので安心して農地を預けられる！

まとまった農地で長期的に営農できるわ！

ぜひ！都道府県・市町村の農地整備担当課にご相談を！

詳しくは

農地中間管理機構関連農地整備事業



農地中間管理機構関連農地整備事業（農家の申請・同意・負担によらない基盤整備による農地集積・集約化）について

1 創設経緯

- 農地中間管理機構への農地貸出しが増加することが見込まれる中で、担い手は整備されていない農地を借り受けない一方、農地の出し手は基盤整備を行う用意がなく、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、農地の集積・集約化の加速化に向けた対応が必要です。
- このため、農地中間管理機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず都道府県が行う基盤整備を支援できるよう、「農地中間管理機構関連農地整備事業」を平成30年度に創設しました。
- 農地の集積・集約化をより一層推進するため、令和4年度から対象工種に農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等を追加することを要求しています。

2 制度概要

(1) 事業の内容

①農地整備事業

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

附帯事業：機構集積推進事業（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

②実施計画策定等事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定

(2) 実施要件

- ・事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権を設定
- ・事業農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha）
（各団地：1ha以上（中山間は0.5ha以上）のまとまりある農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後以内に担い手に集団化
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に向上
（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

(3) 事業実施主体

都道府県

3 地方財政措置

充当率：90% 元利償還金に対する交付税措置率：20%

きめ細かな水路等の補修



農地周りの水路やゲートの老朽化がひどいなあ…

平成30年度～



手軽な補修や整備が必要ね



老朽化した水路などのきめ細かな整備を支援します



農地周りの施設まで整備ができるので安心だね！



水管理も楽になるわね



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

農業水路等長寿命化・防災減災事業



農業水路等長寿命化・防災減災事業の創設について

1 創設経緯

- 施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業が持続的に発展していくためには、農業生産活動が安心して行われることが重要です。
- このため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を推進するための事業を創設しました。
- このうち、長寿命化対策としては、農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応した機能保全計画に基づく長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の労力軽減に資する取組を支援します。

2 制度概要

(1) 支援内容

(ハード対策) ※補助率：50%等

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新等の長寿命化対策
- 分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化 等 (ソフト支援) ※補助率：定額 (上限1,000万円)
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定 等

(2) 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、多面支払の広域活動組織

(3) 事業要件

受益面積要件なし (末端支配面積もなし)

(事業要件)

- ・総事業費200万円以上
- ・受益者2人以上
- ・工期：原則3年以内

(対象施設)

原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等

(国庫補助事業によって補修・更新、維持管理された施設等も含む)

(4) 留意事項

本事業は複数回採択の機会があり、年度途中の採択も可能です。

高収益作物（野菜・果樹等）の導入支援



高収益作物の導入に対する支援について

1 創設経緯

- 主食用米の需要が減少する中、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促す必要があります。
- 令和元年12月には、「農林水産業・地域の活力創造本部」により策定された「農業生産基盤強化プログラム」において、令和7年度までに加工・業務用野菜の国産への置き換えや果樹の輸出拡大等の水田農業における高収益作物の産地を500創設する目標が掲げられました。
- このため、水田における高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進を図ることとしました。

2 制度概要

(1) 産地形成促進事業（促進費）（H29年度～）

高収益作物の作付面積を一定割合以上増加させる場合、農家負担の軽減等に活用可能な促進費を交付（補助事業の場合、最大で事業費の12.5%）

作付面積増加割合	国営事業(①)	補助事業(②)
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

(2) 産地形成支援事業（支援費）（R2年度～）

水田において高収益作物の作付面積割合が5割以上かつ10%以上増加させる場合、農家負担の軽減のための支援費を交付（ガイドライン上の農家負担分（10%等））

(3) 対象事業

- ・産地形成促進事業（促進費）
 - ① 国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）
 - ② 畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）
- ・産地形成支援事業（支援費）
 - 畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）

(4) 留意事項

促進費及び支援費を活用する事業地区については、事業完了後に水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。
（5年間の激変緩和措置や畑地化支援（17.5万円/10a（R5まで））等は交付可能）

自然災害への備え

対策前のため池



大雨のたびに、ため池から水があふれて決壊しそう...



令和3～7年度

国土強靱化の推進のため、
ため池の防災・減災対策などを実施します！



対策後のため池



これで大雨が降っても安心！



ぜひ！都道府県・市町村の
防災事業担当課にご相談を！

詳しくは **農業・農村の国土強靱化** 🔍

国土強靱化の推進について

1 国土強靱化の基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指します。

2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

重要インフラの緊急点検結果を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度から令和2年度までの3年間で、事業費ベースで約7兆円、160項目の対策を集中的に行いました。

○進捗（全体）

概ね順調に進捗

事業費ベース：約6.9兆円/約7兆円（R2時点/当初想定）

○農林水産省における対象施設（全17項目）

農業水利施設*、ため池、治山（治山施設、海岸防災林）、
流木対策、森林、漁港、海岸保全施設（水門・陸間等、情報基盤、海岸堤防（高潮対策、耐震化））等

※ 緊急点検対象のダム、頭首工、排水機場、水門、農業用水路、揚水機場については農業水利施設に包含

3 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間で、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ります。

○全体概要

事業規模：約15兆円程度 初年度 約4.2兆円

○農林水産省における対策（全9対策）

流域治水対策（農業水利施設、水田、海岸）、防災重点農業
用ため池の防災・減災対策、農業水利施設の老朽化・豪雨・地震対策等

（具体のNN事業）

- ・ため池の改修
- ・流域治水対策（農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上）
- ・農業水利施設の老朽化、豪雨・地震対策

4 具体的な取組

自然災害が激甚化・頻発化する中、災害のたびに復旧・復興に時間をかけて行う「事後対応」から、平時から事前災害に対して備える「事前防災対策」を推進することにより、災害に強い農山漁村の実現、食料の安定供給の停滞や農地・森林などの被害による国土の荒廃を防止・最小化するための取組を各事業の中で推進します。

ため池防災工事



ため池が決壊したら…



下流の家に被害が…



令和2年度～

**ため池工事特措法が制定！
(防災工事などを集中実施)**

**家も農地も安心。
農業用水も大丈夫**



整備後の洪水吐き

都道府県・市町村の
土地改良事業担当課に是非ご相談を！

詳しくは

ため池 工事



みんなのため池

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」制定

【略称：ため池工事特措法】（議員立法）

1 制定経緯

- 平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、人的被害を含む甚大な被害が発生しました。一方、決壊により下流の住宅等被害を及ぼすおそれのあるため池は全国に数多く存在しています。
- 地方公共団体などから、決壊防止のための工事（防災工事）等の推進に必要な財政・技術支援を求める声が数多く寄せられ、議員立法によりため池工事特措法が制定されました。
- 防災重点農業用ため池の指定や防災工事等推進計画の策定、国の財政上の措置等について定め、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進します。

2 法律概要と措置状況

（1）防災工事等推進計画の策定等

- 都道府県知事は、農林水産大臣が策定した「防災工事等基本指針」に基づき、決壊によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に指定し、「防災工事等推進計画」を策定



整備前の洪水吐き 整備後の洪水吐き

（2）財政上の措置

- 推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について、国の必要な財政上の措置

- ・防災工事の緊急性が高いものについて、国庫補助率を従来の50%から55%に嵩上げ
- ・劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価等について国費定額助成を令和12年度まで延長

（3）地方債についての配慮

- 推進計画に基づく事業の経費に充てる地方債についての特別の配慮
- ・公共事業等債の元利償還金に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ
- ・防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策に基づく事業の経費については、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」又は補正予算債※により措置
- ※いずれも充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%

（4）技術的な援助

- 都道府県は、防災工事等の実施者に対し、技術的な指導や助言等の援助に努め、土地改良事業団体連合会に必要な協力を要請（ため池サポートセンターの設立等）

3 施行期日及び法律の失効

施行期日：令和2年10月1日

法律の失効：令和13年3月31日

迅速な災害復旧のための新たな取組

農地・
農業用施設の

営農が早く再開
できて良かった！

農地(または水路)が被災した…
どうしよう…

技術系の職員少ないし
どうすれば…

自治体の職員

① 国の職員が災害対応
を支援します！

工事計画が変わった…
国に協議しなければ…

自治体の職員

③ 小さな変更は協議不要
になりました！

査定前に着工したいけど
手続が面倒…

自治体の職員

② 手続が簡単になりました！
気軽にご相談ください！

詳しくは



農水省 災害復旧事業

農地・農業用施設の災害復旧の迅速化・効率化に向けた取組について

1 背景

○平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の北海道胆振東部地震、西日本豪雨、令和元年の台風19号、令和2年の7月豪雨、令和3年の7月及び8月の大雨等、近年の自然災害は、激甚化・頻発化しています。



○災害復旧事業の実施主体である地方公共団体では、職員総数、技術系職員がともに減少しており、災害復旧に係る事務への迅速かつ的確な対応が課題となっています。

○このため、迅速な災害復旧に向けて、地方公共団体の負担が軽減されるよう、被災した市町村への支援や災害復旧事務の効率化に取り組んでいます。

2 取組の概要

(1) 災害トリアージと技術支援

農林水産省においては、災害時に職員がプッシュ型で被災市町村を訪問し、災害復旧に係る事務のポイントの説明や、災害対応状況と課題の把握を行う「災害トリアージ」を実施しています。トリア



ージの結果、技術支援が必要な市町村に対しては、職員を派遣して復旧工法の助言や事業申請・設計書作成の支援などを行っています。

(2) 査定前着工の手続の簡素化

災害査定を行う前に復旧事業に着工する査定前着工については、これまでも申請様式の簡素化を図るなど事務負担の軽減に努めてきましたが、より迅速に工事着手できるように、令和4年1月から、事前協議形式を気軽に相談できる事前打合せ形式に変更しました。また、土砂撤去などの単純な工事については事前打合せも不要としました。



(3) 計画変更要件の緩和

災害復旧事業の計画を一定の金額以上変更する場合などに、事前に農林水産省に協議する必要がありますが、事務負担の軽減が図られるように、令和3年12月から、協議が必要な条件を緩和しました。

【緩和内容】(下線部が緩和した内容)

- ・変更金額が変更前の工事費の30%以上(変更額が300万円以下のものを除く)又は1,000万円以上
- ・農地面積の変更(減少する面積が2割以内のものを除く)

※このほか、令和3年11月には、工事内容の変更要件の見直しも実施(工種にかかわらず、土工量の変更は協議不要とする等)

土地改良施設の突発事故対応



突発事故が起きたら
作付に影響が…



家や道路等に
被害が生じないかしら…



平成30年度～

**突発事故に素早く対応できる
事業ができました！**

**普段からの適切な管理も
欠かせません！**



素早い復旧で農業用水も確保！



水漏れ箇所の
仮復旧で
被害を最小に！

ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！



まわりの住民も安心！

詳しくは

突発事故 復旧事業



土地改良施設突発事故復旧事業について

1 創設経緯

- 土地改良施設の相当数は、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、その中でパイプラインの破裂といった突発事故（災害以外の原因による施設機能の損失）の発生件数が増加しており、農業をはじめとする地域社会に影響を与えている状況です。
- このため、平成30年に土地改良法を改正し、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が突発事故の迅速かつ機動的な復旧ができる仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営農再開を支援できるようになりました

2 制度概要

(1) 事業内容

- ・現地仮復旧：
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- ・機能回復を行う復旧工事：
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

(2) 事業主体

直轄：国

補助：都道府県・市町村・土地改良区・土地改良区連合

(3) 採択要件

	直轄	補助
対象施設	国営土地改良事業によって 造成された土地改良施設	土地改良施設

面積要件	末端支配面積100ha以上	末端支配面積20ha以上 (中山間地域は10ha以上)
事業費要件*	1 箇所あたりの事業費が 2,000万円以上 又は 高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているもの	1 箇所あたりの事業費が 200万円以上
	※発事故発生箇所に加え同一水理ユニット内で、復旧後の通水時に機能の低下や喪失が生じると判断できる箇所が確認された場合は、その箇所も合わせて本事業の対象となります。なお、事業費要件は突発事故箇所と合わせた復旧事業費により確認を行います。	
保全管理	適切に保全管理されている土地改良施設 ・維持管理計画書等に基づく管理がなされていること かつ ・機能保全計画等の策定及び活用がなされていること	

3 国費率等

直轄：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%

補助：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美2/3、
離島60%

(本事業は農家負担のない防災事業(防災A)のガイドラインを適用する。)

ため池、クリーク等の^{しゅんせつ}浚渫



クリークに泥がたまって…



雨が降ると水があふれて…

令和3年度～

**浚渫債ができました！
(国から地方への交付制度)**



**家も農地も安心。
農業用水も大丈夫！**



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

クリーク 浚渫債



緊急浚渫推進事業への土地改良施設の追加について

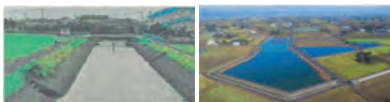
1 創設経緯

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であることが顕在化しました。
- このため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」として緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置が創設されました。
- 土地改良施設においても、ため池決壊等により人家・農地等に被害が生じているため、令和3年度から新たに対象となりました。

2 制度概要

(1) 対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）



(2) 対象事業

- 地方財政法第33条の5のIIに規定する浚渫に関する個別施設計画等に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業
- ※農業用ため池等については、土地改良区等の公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

(3) 対象経費

- ・土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- ・附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- ・除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- ・土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

(4) 対象期間

令和3年度～令和6年度まで

3 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

水資源機構造成施設の耐震対策の実施！



地震のとき、水路や堰が壊れないか心配・・・

水路が壊れると生活にも支障が・・・

平成30年度～
(R3年度に要件緩和)

小さな施設でも耐震補強を実施できるようになりました！



地震による被害の
心配が減ったね！！



詳しくは

水資源機構開発事業



基幹施設の整備と一体的に実施する耐震対策について

1 創設経緯

- 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系（利根川水系・荒川水系・豊川水系・木曾川水系・淀川水系・吉野川水系・筑後川水系）において、国営級と県営級の施設を整備し管理しています。
- 重要度・緊急性の高い施設の耐震化が課題となっていました。従来、水資源機構の規模要件を満たしていない施設については未対策となっており、国土強靱化の観点からもこれらの施設の対策が急務となっていました。
- このため、これら施設においても対策が可能となるよう、平成30年度に新たに基幹施設の整備と一体的に実施する耐震対策の制度を創設し、令和3年度からその対象施設の支配面積要件を緩和（300haから100ha）しました。

2 制度概要

(1) 対象施設

- 水資源機構（水資源開発公団を含む）が造成した施設のうち、以下の全てに該当する施設
 - ・末端支配面積100ha以上（平成30年度創設、令和3年度に300haから緩和）
 - ・一度発生すれば大災害になり得る地震動が発生した際、次のいずれかの要件を満たす施設
 - 1) 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの

- 2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの
- 3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの



耐震性能が不足する施設

(2) 対象事業

独立行政法人水資源機構法第12条第1項に規定する水資源開発施設等の改築と一体的に行う事業

(3) 対象経費

対象事業の実施に必要な経費（工事費、測量費、用地費、事務費等）

(4) 対象期間

平成30年度～（令和3年度から支配面積要件を緩和）

農道の保全管理



農道の劣化がひどい…



いつ保全対策をすれば良いか分からない…

令和3年度～

機能保全計画策定に対する
支援事業ができました！



計画的に農道が
保全されて安心！



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

農村整備事業【補助事業】



農村整備事業の機能保全計画策定について

1 創設経緯

- 農村では集落排水施設や農道等の農村生活に不可欠な生活インフラは、老朽化が進行するとともに、自然災害にも脆弱な状況にある一方で、ワーケーション等の農村を拠点とするライフスタイルへの関心が高まっています。
- この機会を捉え、国も責任をもって、農村に安心して住み続けられる条件整備を計画的・集中的に推進するため、生活インフラ施設の再編・強靱化、高度化を内容とする農村整備事業を創設しました。
- 農村生活インフラの機能保全計画策定については、効率的・効果的なメンテナンスサイクルを確立し、適切なインフラマネジメントを実現することが重要であるため、定額助成を行っています。

2 制度概要

(1) 対象施設

- ・農業集落排水施設
- ・農道・集落道
- ・営農飲雑用水施設
- ・地域資源利活用施設（再エネ発電施設）
- ・集落防災安全施設



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
（太陽光発電施設）



集落防災安全施設
（土砂崩壊防止施設）

(2) 対象事業

農村インフラ整備計画※に基づき、農道等の農村インフラ施設の機能保全計画の策定を支援（機能保全計画策定事業）

※ 施設の状態や役割を点検し、優先順位を付けて整備する方針等を定めた計画

(3) 対象経費

機能保全計画策定のための費用（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）

(4) 対象期間

規定なし

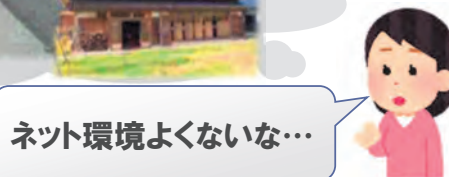
3 補助率

機能保全計画策定事業の補助率は定額（なお、生活インフラ施設の再編・強靱化、高度化に係る事業の補助率は定率（1/2等））

農業農村の情報通信環境整備



水の見回り大変だなあ…



ネット環境よくないな…

令和3年度～

光ファイバや無線基地局の整備が支援できます！



ネットがつながってとっても便利！

監視や操作がラクになった！



ぜひ！農林水産省・各農政局の地域整備課にご相談を！

無線LAN



直売所・交流施設



詳しくは

情報通信環境整備対策



農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策について

1 創設経緯

- 農村地域における少子高齢化、人口減少等に伴う農業農村インフラの管理体制の脆弱化、農業生産における労働力不足などの課題を解消するため、ICT（情報通信技術）の活用に期待が高まっています。
- また、近年の地方移住への関心の高まりを地域活性化につなげるためには、農村に安心して住み続けるための条件として情報通信環境の整備が必要です。
- このため、農業農村インフラ[※]の管理の省力化・高度化を図るとともに、スマート農業の実装や地域活性化に活用するための情報通信環境の整備を支援する新たな施策として「農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策」を令和3年度に創設しました。

※農業農村インフラ…ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤

2 制度概要

(1) 事業実施主体

- ・都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会等

(2) 実施区域

- ・農業振興地域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域等

(3) 事業内容

	① 計画策定事業	② 施設整備事業
支援対象	ア ICTの利用ニーズ、地形条件等の調査、通信方式・施設配置等の技術的検討 イ 専門家の派遣、ワークショップ ウ 通信機器の試験設置・試行調査 エ 整備計画の策定 	ア 農業農村インフラの管理のための光ファイバ、無線基地局の整備 イ アを活用して農業農村インフラの監視、制御等を行うための設備の導入 ウ アで整備した通信施設を地域活性化やスマート農業のために活用するための設備の導入  
実施期間	原則2年	原則3年
交付率	定額	1/2等

生活排水の処理



古い浄化槽を交換しないと…



特定既存単独処理
浄化槽の撤去



管路の整備



生活排水が未処理のまま水路
に流入して困っているわ…

令和2～令和4年度

集落排水への接続を支援します！
(国から市町村への助成)



水がきれいで農家も安心。
地域住民も満足！



水質が改善された農業水路

ぜひ！市町村の
農業集落排水の担当課にご相談を！

詳しくは

農業水路等 単独処理浄化槽



「農業水路等長寿命化・防災減災事業」への単独処理浄化槽転換整備の追加について

1 創設経緯

- 全国で単独処理浄化槽※1が多く残存しており、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換等を促すことが必要です。
※1 し尿のみを処理し、生活排水を未処理のまま垂れ流す浄化槽。原則として新設は禁止されています。
- このうち、改正浄化槽法に基づき、都道府県知事が指導等を行う「特定既存単独処理浄化槽」※2を対象に当該浄化槽を廃止し、農業集落排水に接続するための取組に対する支援を本事業に追加しました。
※2 既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの
- 農業用水の水質汚濁原因となる「特定既存単独処理浄化槽」の除却を推進し、周辺公共水域及び農業用水の水質改善を図ります。

2 制度概要

(1) 補助対象範囲

特定既存単独処理浄化槽を撤去し、農業集落排水に接続するために必要な以下の整備

- ① 末端受益1戸までの本体管路及び公共ますの整備
- ② 特定既存単独処理浄化槽の撤去、接続管路の整備



特定既存単独処理
浄化槽の撤去

管路の整備

(2) 対象区域

公共浄化槽の設置計画を策定した区域（浄化槽処理促進区域）

(3) 事業要件

市町村が管路等を市町村財産として整備及び管理する場合に限定し、以下のiのいずれかの地域に該当し、ii及びiiiを満たすことが必要

- i 農業集落排水施設の接続率が50%以下の市町村、市町村が自ら行う特定既存単独処理浄化槽の廃止・転換に関する市町村単位の実施計画を定めていること、湖沼水質保全特措法規定地域、水質汚濁防止法指定地域、有明特措法に規定された流域
- ii 都道府県知事が指導等を行った特定既存単独処理浄化槽であること
- iii 特定既存単独処理浄化槽を廃止し集排施設へ接続することについて地域の合意が得られていること

(4) 対象期間

令和2年度～令和4年度まで

(5) 事業実施主体

市町村

3 国庫補助率

50% 上記②については特定既存単独処理浄化槽1基あたりの補助対象事業費は30万円を上限とする

多面的機能支払における田んぼダムの取組



水が一度に集まって水路がこわれた…



出典：
山形県鶴岡市いなばエコ
フィールド協議会



大雨で水かさが急に増えて不安…

令和3年度～

田んぼダムの加算措置ができました！



田んぼダムの取組例
(調整板の設置)

出典：特定非営利活動法人みさと
田園空間クリエイターズ



水を一時的にためる



田んぼからゆっくりと排水



出典：新潟市

ぜひ！都道府県・市町村の
多面的機能支払交付金担当課にご相談を！

詳しくは

多面的機能支払交付金



水がゆっくり
流れて安心！



多面的機能支払交付金における田んぼダムの加算措置について

1 創設経緯

- 水路や農道等の地域資源を保全管理する地域の共同活動を支援して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、平成26年度に多面的機能支払交付金を創設しました。
- 近年多発する豪雨災害への対策として、令和3年度に多面的機能支払交付金に田んぼダムの加算措置を新設し、田んぼダムの取組を推進します。

2 制度概要

(1) 多面的機能支払交付金の制度概要

①農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等）

②資源向上支払交付金

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援（水路等の軽微な補修、田んぼダム（水田の雨水貯留機能の強化）、施設の長寿命化のための活動等）

(2) 田んぼダムとは

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排

田んぼダム実施 田んぼダム未実施



出典：新潟市

水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例

写真左：特定非営利活動法人みさと田園空間クリエイターズ

(3) 加算単価

資源向上支払の交付単価2,400円/10a（北海道：1,920円/10a）に、田んぼダムの加算措置分400円/10a（北海道：320円/10a）を加算。

(4) 田んぼダムの加算措置の要件

①事業計画等への位置づけ

・市町村が策定する水田貯留機能強化計画などに基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載すること

・資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること

②実施規模

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムを実施すること

中山間地域等直接支払制度の遡及返還の見直し



中山間地域等直接支払制度の遡及返還の見直しについて

1 制度の概要

- 本制度は、農業の生産条件が不利な地域において、農業生産活動の継続を通じて多面的機能の確保を図る施策であり、効果の適切な発現を確保するため、5年を1期として対策を実施しており、現在第5期対策(令和2年度～令和6年度)の2年目です。
- 面積に応じて一定額を交付する制度であり、耕作放棄の発生防止活動等の「農業生産活動等」、景観作物の作付等の「多面的機能を増進する活動」を行う場合は交付単価の8割、これに加え、「体制整備のための前向きな活動(集落戦略の策定)」を行う場合は交付単価の10割を交付しています。
- さらに、生産性の向上や新たな人材の確保等の地域農業の維持・発展に資する取組を行う場合には交付単価に所定額を加算します。
- 交付金の使途は、協定参加者の合意により決定するものであり、個人や共同取組活動への配分なども自由に選択でき、地域の実情に応じた活用を可能としています。

2 見直しの概要

(1) 経緯

- 本制度は、創設時から「5年間の協定期間中に協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する」遡及返還の原則を導入していました。
- 第4期対策の最終評価において、遡及返還が営農を続ける上での不安材料となっていることに加え、農地の流動化や協定の広域化を阻害しているという課題があり、協定からの離脱

による耕作放棄地の大幅な増加がないよう留意すべきと第三者委員会から意見が示されました。

- これまでも時勢に応じて見直しを行ってきましたが、上記を踏まえ、令和2年度からの第5期対策では、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地の見直しを行いました。

(2) 変更点

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、交付金を返還することとなりますが、第5期対策からは、この場合の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に見直しました。

3 その他遡及返還の免責規定

なお、この他にも、次の場合には交付金の返還を免除しています。

- ・農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病氣その他これらに類す事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- ・自然災害の場合
- ・農業者等が農業用施設を建設する場合
- ・公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- など

棚田地域振興法の施行

棚田を守りたいけど、お金はかかるし、手伝ってくれる人も・・・

R 元年に**棚田地域振興法**が施行されました！
これに伴い棚田地域の振興を支援する予算措置を実施しています。

例えば、中山間地域等直接支払交付金において
棚田地域振興活動加算を創設！

田1/20以上、畑15度以上 ⇒ 10,000円/10a
田1/10以上、畑20度以上 ⇒ 14,000円/10a

棚田オーナー制度を始めよう！
農業体験のイベントをやろう！

みんなで協力して
棚田地域を盛り上げよう！

詳しくは

棚田地域振興法



ぜひ、都道府県・市町村の
棚田担当課にご相談を！

棚田地域振興法の施行について

1 棚田法創設の経緯

- 日本の棚田は、長きにわたり国民への食料供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等に大きな役割を果たしています。
- しかしながら棚田地域における人口減少や高齢化等により棚田が荒廃の危機に直面しており、対策を講ずることが不可欠です。
- こうした状況を踏まえ、政府全体で総合的な支援の枠組みを構築し、棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持促進を図り、もって棚田地域が持続的に発展することを目的として、令和元年8月に棚田地域振興法が施行されました。

2 棚田地域振興法の概要

- (1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定
 - ・都道府県の申請に基づき、主務大臣が指定棚田地域を指定
 - ・市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織
 - ・協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画を主務大臣が認定
- (2) 財政上の措置
 - ・国は必要な財政上又は税制上その他の措置を講じる

3 財政上の措置

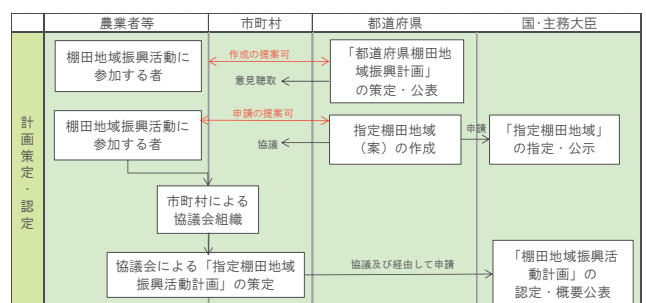
- 棚田地域振興法に基づく財政上の措置として、農林水産省では令和2年度から棚田地域振興活動関連予算において、優遇措置等を実施しています。

- 例えば、中山間地域等直接支払交付金において、指定棚田地域を支援対象地域に追加するとともに、「棚田地域振興活動加算」を創設し棚田地域の振興を図る活動を支援しています。

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a 当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田 1/20 以上、畑 15 度以上）の保全と地域の振興を支援	10,000 円（田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田 1/10 以上、畑 20 度以上）	14,000 円（田・畑）

4 棚田地域振興法に基づく指定・認定の状況とスキーム

- (1) 指定棚田地域の指定や指定棚田地域振興活動計画の認定の状況は内閣府ホームページ
(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/shitei/index.html>)で公表しています。
- (2) 指定棚田地域の指定申請は都道府県が、指定棚田地域振興活動計画の認定申請は市町村が主務大臣宛に行います。



市町村営・土地改良区営事業への財政支援



小さな規模の工事もして
ほしいなあ…



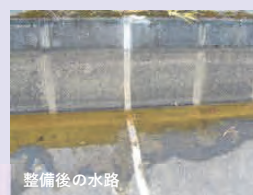
国からの支援はないのかしら…

令和元年度～

**地方への支援制度が
できました！
(国から地方への交付制度)**



**財政支援ができた。
事業がやりやすくなるわ！**



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

団体営事業 地方財政措置



団体営(市町村営・土地改良区営)事業等における起債と交付税算入について

1 創設経緯

○産地収益力の向上、農業の成長産業化、農業競争力の強化を図るため、地域の状況に応じたきめ細かな整備についての必要性が高まり、これらに対応するよう土地改良長期計画への位置付けや土地改良制度の仕組みを見直し、平成29年度に法改正が行われました。

○また、農業農村整備事業関連予算の増加とともに、団体営事業の実施地区や総事業費が大幅に増加しており、地方公共団体等から円滑な事業実施に向けてガイドライン設定の要望が寄せられていました。

○このため、令和元年度において、地方公共団体等の要望を踏まえ、団体営事業の円滑な実施に向け、標準的な費用負担の割合を示した団体営ガイドラインを設定し、公共事業等債の起債が可能となりました。

2 制度概要

(1) 新たな措置

①都道府県営事業

非公共事業の市町村負担分について、公共事業等と同等の地方財政措置

②団体営事業

都道府県負担分については、公共事業・非公共事業を問わず公共事業等債の対象

市町村負担分については、公共事業の場合は公共事業等債、非公共事業の場合は一般補助施設整備等事業債の対象

(2) 対象期間

令和元年度から

3 地方財政措置

充当率：90% 元利償還金に対する交付税措置率：20%

【平成30年度まで】

負担	公 共	非 公 共
都道府県負担分	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%
市町村負担分※	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	一般補助施設整備等事業債 充当率 75% 算入率 0%
団体営事業	一般補助施設整備等事業債等 充当率 75% 算入率 0%	

【令和元年度より】

負担	公 共	非 公 共
都道府県負担分	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%
市町村負担分※	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	一般補助施設整備等事業債 充当率 90% 算入率 20%
団体営事業	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	一般補助施設整備等事業債 充当率 90% 算入率 20%

国土強靱化に対する地方支援



最近雨の降り方も変わってきていて心配だ…



防災対策を早くやってほしいわ…

令和3年度～

**地方への支援制度ができました！
(国から地方への交付制度)**



**災害への備えは大丈夫！
家も農地も安心だ。**



ぜひ！都道府県・市町村の
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

国土強靱化 地方財政措置 農業農村



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る地方財政措置について

1 創設経緯

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進を図るため、国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置されることとなりました。

※ 対策の初年度（令和3年度）については、令和2年度第3次補正予算により措置

2 制度概要

(1) 対象とする地方債

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

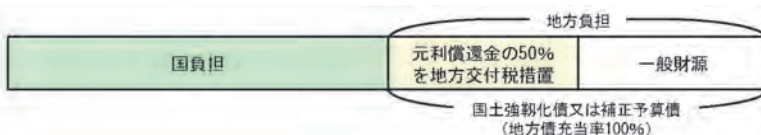
補正予算分：補正予算債

(2) 対象期間

令和3年度～令和7年度まで

3 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%



※地方負担のうち50%は地方交付税措置され、一般財源が少なくて済むため、事業の加速化が期待されます。

4 対象の内容

- ① 流域治水対策（農業水利施設の整備）
- ② 流域治水対策（水田の貯留機能向上）
- ③ 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策
- ④ 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

▼各施策ホームページへのリンクはこちら▼
<https://www.maff.go.jp/i/nousin/sekkei/nn/shoukai/index.html>

問い合わせ先

農村振興局設計課	☎03-3595-6338	東海農政局設計課	☎052-223-4634
北海道開発局農業設計課	☎011-700-6752	近畿農政局設計課	☎075-414-9516
東北農政局設計課	☎022-221-6280	中国四国農政局設計課	☎086-224-9419
関東農政局設計課	☎048-740-0147	九州農政局設計課	☎096-211-9111
北陸農政局設計課	☎076-232-4722	沖縄総合事務局農村振興課	☎098-866-1652